

第3期スポーツ基本計画 期間前半の進捗状況と課題

東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現

アクティビティ

初期アウトカム

中期アウトカム

長期アウトカム

インパクト

①

子供・若者のスポーツ機会の充実、大学スポーツの振興
 ・学校体育に関する教員研修の実施、指導の手引きの作成、授業研究と成果の普及
 ・部活動改革と地域スポーツ環境の一体的整備によるスポーツ機会の確保
 ・大学のスポーツ資源の活用促進や好事例の横展開、デュアルキャリアの推進

⑤

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進
 ・Sport in Lifeコンソーシアムの運営
 ・スポーツエールカンパニーの認定
 ・地方公共団体や民間企業等の取組への支援、取組モデルの創出
 ・科学的知見の活用促進等のための総合研究の実施、成果などの蓄積・活用
 ・地域における施設等のスポーツ指導者やプログラム等の見える化(医療・介護との連携)

⑧

障害者スポーツの推進
 ・阻害要因の把握と環境整備に向けたモデルの構築
 ・障害者スポーツ施設の整備や障害者スポーツ指導員等のスタッフの養成・活用
 ・一般のスポーツ推進体制との連携等による障害者スポーツ推進体制の整備、障害者スポーツの理解促進

⑩

身近なスポーツ実施環境の整備
 ・スポーツ施設の全体最適化、量と質の充実
 ・総合型地域スポーツクラブの質的充実公認指導者資格等のスポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保

・子供の運動時間の増加
 ・体育授業の改善
 ・スポーツ・運動を「好き」
 ・だと感じる子供の増加
 ・子供の多様なニーズに応じたスポーツ機会の拡大
 ・安心・安全な大学スポーツ環境の確立、大学スポーツの価値・認知向上

・子供の運動習慣の形成・体力の向上
 ・スポーツを続けた子供・若者の増加

・スポーツを通じた健康増進や障害者・女性スポーツの振興に取り組む企業・団体や取組の増加
 ・障害者を含む地域のスポーツ施設等の利用者数の増加
 ・地域におけるスポーツ環境の量と質の向上

・全ての人々が日常的にスポーツを実施する機会の増加
 ・スポーツによる心身の健康増進への意識向上
 ・安全かつ効果的なスポーツの実施

・スポーツ参画人口の拡大
 ・運動習慣者の割合の増加

・障害者や女性等のスポーツ実施率の向上
 ・多様な人がともに楽しめるユニバーサルスポーツの普及

・スポーツが持つ多様な価値(共生社会の実現への寄与など)の実感

多様な主体によるスポーツ参画の実現

スポーツを通じた健康長寿社会の実現

スポーツを通じた共生社会の実現

KPI ①

・1週間の総運動時間が60分未満の子供の割合
 目標(R8): 12%(R3)から半減(児童)、13%(R3)から半減(生徒)
 現状(R6): 児童13%、生徒16%

KPI ②

Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数
 目標: 6,000団体(R8)
 現状: 4,634団体(R7年3月25日時点)
 スポーツエールカンパニー認定団体数
 目標: 2,000団体(R8)
 現状: 1,498団体(R6)

KPI ③

・学校体育施設開放頻度
 目標: 100%に近づく(R8) 現状: 71.8%(R5)(年間を通じて平日に開放を行う学校の割合)
 ・総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用
 目標: 認証制度の運用開始(R6)
 現状: 登録制度のみの運用(R4~)(JSPOの中期計画における登録クラブ数目標値: 2,700(~R9))

KPI ④

・新体力テストの総合評価C以上
 目標: 児童80%以上、生徒85%以上(R8)
 現状: 児童67%、生徒75%(R6)
 ・卒業後も運動・スポーツを継続したい子供の増加
 目標: 児童90%以上、生徒90%以上(R6)
 現状: 児童87%、生徒82%(R6)

KPI ⑤

・20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率
 目標: 70%(R8)、現状: 52.5%(R6)
 ・20歳以上の年1回以上スポーツを実施する割合
 目標: 100%に近づく(R8)、現状: 77.2%(R6)

KPI ⑥

・1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合
 目標: 27.2%より増加(R8)
 現状: 26.9%(男性30.4%、女性23.5%)(R6)

KPI ⑦

・障害者の週1回以上のスポーツ実施率
 目標: 40%(若年層50%)程度(R8)
 現状: 32.8%(R6)
 ・障害者の年1回以上のスポーツ実施率
 目標: 70%程度(若年層は80%程度)(R8)
 現状: 56.5%(R6)
 ・障害者スポーツを体験したことのある者の割合
 目標: 20%程度(R8)
 現状: 7.5%(R6)

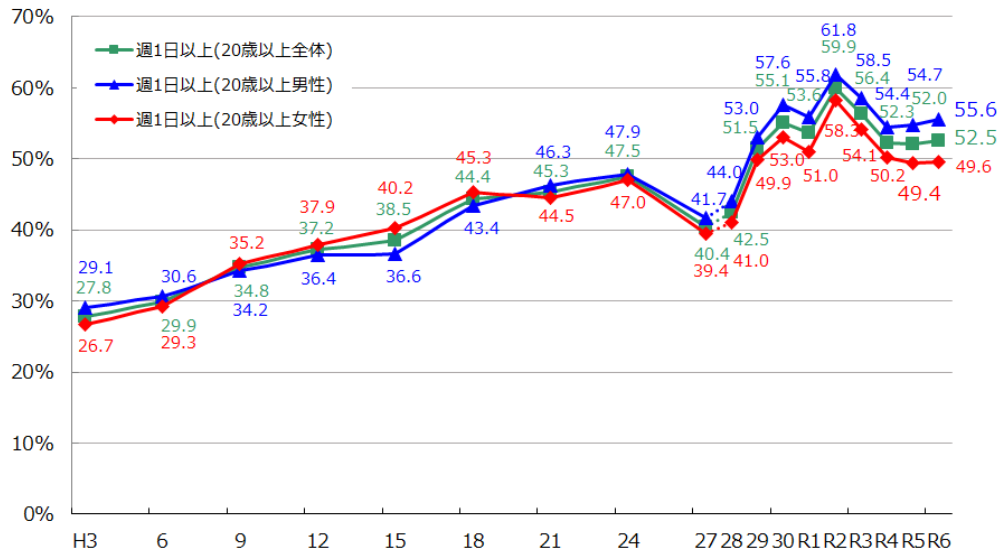
国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策1、5）

指標

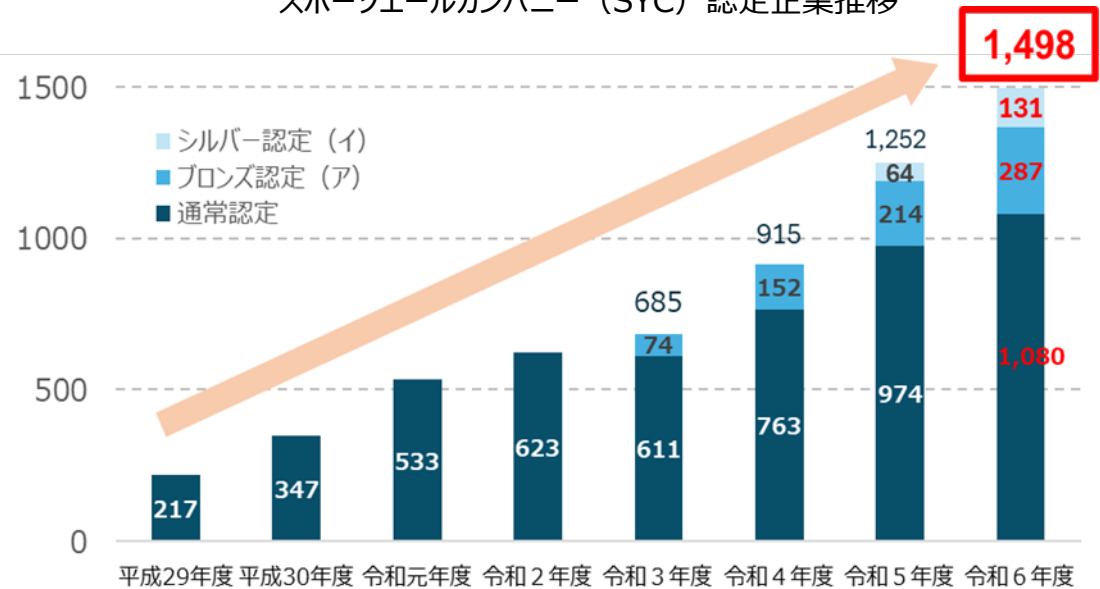
	計画初年度 R4	R5	R6	目標
Sport in Lifeコンソーシアム加盟団体数	2,400団体	3,300団体	4,634団体(3月25日時点)	R5に3,000団体 R8に6,000団体
スポーツエールカンパニー認定団体数	915団体	1,252団体	1,498団体	R8に2,000団体
20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率	52.3%	52.0%	52.5%	R8 70%
20歳以上の年1回以上スポーツを実施する割合	77.5%	76.2%	77.2%	R8 100%に近づける
1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合	27.2% (男性 30.1%、 女性 24.3%)	27.3% (男性 30.3% 女性 24.4%)	26.9% (男性 30.4% 女性 23.5%)	27.2%より増加

関連グラフ

20歳以上のスポーツ実施率の状況（一般）



スポーツエールカンパニー（SYC）認定企業推移



※第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。
＜出典＞「体力・スポーツに関する世論調査」（平成24年度まで）、「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」（平成27年度）、スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（平成28年度から）

通算して5回以上認定を受ける企業には、認定回数等に応じて以下のとおり認定マークの色及び呼称を付与。
（ア）認定回数5回～6回：Bronze（ブロンズ）
（イ）認定回数7回～9回：Silver（シルバー）
（ウ）認定回数10回以上：Gold（ゴールド）

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策1、5）

3年間の取組状況

スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指し、年齢・性別・障害の有無等にかかわらず、誰もがスポーツの価値を享受できる社会を構築するために、計画期間当初から主に以下の取組を実施してきた。

Sport in Life推進プロジェクト

- ・「Sport in Life プロジェクト」におけるコンソーシアムの加盟団体の取組を表彰する「Sport in Life アワード」や、スポーツ参画人口拡大に寄与する取組モデルの創出を行うほか、従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行う企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しており、1,491団体（令和7年認定団体）の認定を予定している。

調査研究事業

- ・令和4年度から開始したスポーツ実施率の向上に向けた総合研究では、コンディショニングに関する研究やライフパフォーマンス向上に向けた目的を持った運動・スポーツの推進に係る調査研究をはじめ、様々な調査研究に取り組んでいる。
- ・令和6年度から開始した先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究事業では、デジタルデバイスを活用して、適切な運動実施の促進につながるよう、個人の心身の状態等に応じたコンディショニング方法を提供する実証研究などを推進している。

運動・スポーツ習慣化促進事業

- ・地方公共団体において、何らかの制限や配慮が必要な方々が、安心・安全かつ効果的に運動・スポーツが実施できる環境を整備し、地域においてより多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化を図るため、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に資する取組を支援している。
- ・地方公共団体が地域の医師会と連携して、医師が患者に運動を勧める際に必要な地域の施設等のスポーツ指導者やプログラム等を見える化した「運動・スポーツ関連資源マップ」を作成・活用する取組を支援している。

進捗の分析・課題

KPIについて

- ・20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は減少傾向にあり、特に働く世代や女性のスポーツ実施率が低いという課題に計画当初から傾向は変わらない。
- ・1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2回以上実施し、1年以上継続している運動習慣者の割合は計画当初からほぼ横ばいである。
- ・「Sport in Life プロジェクト」におけるコンソーシアムの加盟団体数は4,476団体に拡大（2024年12月29日時点）しており、目標を上回っている。
- ・従業員に対しスポーツを通じた健康増進の取組を行う企業を「スポーツエールカンパニー」として認定しており、1,491団体（令和7年認定団体）の認定を予定しており、増加している。

今後の課題について

- ・「Sport in Life」の理念に賛同する加盟団体を増やしながら、「スポーツエールカンパニー」を増やしていくことで量だけでなく、質の向上を図ることが必要である。
- ・健康経営に関心が低い企業の経営者へのアプローチも重要である。
- ・「Sport in Life」コンソーシアムの加盟団体の地域差、業態格差、団体格差などについて、現状分析が必要である。
- ・エールカンパニーの認定を受けるメリットの明確化と、認知度の向上が必要である。
- ・スポーツの実施効果に関する調査研究のみならず、スポーツ実施者を増やす方策やスポーツそのものの推進方策に関する調査研究を行うことに加え、調査結果を適切に施策に反映していくためのスキーム構築も必要である。
- ・目的をもった運動・スポーツ実施のために、長官考案のセルフチェックの周知・啓発の更なる実施が必要である。
- ・スポーツと健康の関係やスポーツを通じたライフパフォーマンスの向上等について、エビデンスや医・科学の知見の活用に向けて調査研究に取り組んでいるものの、その活用や普及・促進、国民への周知啓発において、更なる取組が必要である。
- ・運動・スポーツ習慣化促進事業の自治体における補助事業期間終了後の自主財源による取組継続率の向上と他自治体への横展開の促進が必要である。

国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進（施策1、5）

今後の施策実施の方向性

共通事項

・施策間での相乗効果が発揮されるよう、省庁間や庁内における各種施策との連携強化を図る。

Sport in Life推進プロジェクト

働く世代のスポーツ実施の促進のため、以下のとおりSport in Life推進プロジェクトの充実強化を図る。

- ・スポーツエールカンパニー（SYC）については、従業員のスポーツ実施・健康・生産性の向上や、組織・人材獲得の活性化など、認定を取得する価値に関するSYC認定企業を対象とした調査研究を行う。また、その成果をパンフレット等の形で整理し、企業経営者等へのPRIに活用する。
- ・そのPRIに際しては、健康経営銘柄取得企業や健康保険組合・労働組合、もしくは産業衛生学会等の学会などと連携した広報、さらには金融機関や保険会社と協働した中小企業への広報も実施する。
- ・こうした広報によりSYC認定数の拡大を図りつつ、近年の総合研究事業で進めた「目的を持った運動・スポーツ」の考え方や実践方法をSYC認定企業に周知啓発し、更に質の高い運動・スポーツの実施促進を図る。また、SYC認定の基盤となるSILコンソーシアムについては、加盟企業同士の事業連携につながる仕組みを構築・提供するなど、同コンソーシアムの価値を高めながら加盟団体数の一層の拡大を図る。
- ・取組モデル創出事業は、これまでの自由な公募による方式を見直し、セルフチェックや紙風船エクササイズ等のスポーツ庁施策の社会実装に向けた具体的なモデルとなる事例を創出し、SIL加盟団体やSYC認定企業での導入を促進する。

調査研究事業

これまでの調査研究で得られた成果（目的を持ったスポーツの実施やセルフチェック、ライフステージごとの運動プログラム等）を、Sport in Life推進プロジェクトや運動・スポーツ習慣化促進事業とも連携して社会に普及・還元するとともに、国民の効果的な運動・スポーツ実施促進を図るため、今後以下の調査研究を進める。

- ・先端技術を活用したコンディショニング基盤実証研究を推進し、国民がデジタルデバイスを活用して、エビデンスに基づく適切なコンディショニングが行えるような環境整備を行う。
- ・「スポーツの実施状況等に関する世論調査」における運動・スポーツと、日常生活における多様な身体活動の関係について整理・検討を行う。
- ・多くの国民がライフパフォーマンスの向上を目指し、自発的に目的に合わせて自身に適した運動・スポーツが実施できるようにするために必要な調査研究について、社会経済の変化も踏まえつつ、検討を行う。

運動・スポーツ習慣化促進事業

地域のスポーツ実施率の底上げと、スポーツを通じた地域住民の健康増進に向けて、以下の取組を進める。

- ・支援を受けた地方公共団体が補助事業期間終了後も地域住民の誰もが運動・スポーツを習慣化するための取組として継続していくための複数年度化等の制度変更に基づく財政支援を着実に行う。
- ・地方公共団体ごとの課題解決に向けた取組について、地域住民の運動・スポーツを通じた健康増進という事業目標達成の観点から、多様な身体活動の取り込みや実施結果の科学的知見に基づく分析等の在り方について検討を行う。また、その結果に基づき事業を横展開するために、各地方公共団体の取組結果の分析や情報集約、普及・啓発を行う。
- ・身近な地域で安心して安全に運動・スポーツに親しめるよう、地方公共団体が地域の医師会と連携して、医師が患者に運動を勧める際に必要な地域の施設等のスポーツ指導者やプログラム等を見える化した「運動・スポーツ関連資源マップ」を作成する取組の促進に努める。

その他

運動・スポーツの実施率が低く、体力も低下傾向にある女性の運動・スポーツ実施促進のため、以下の取組を進める。

- ・女性の運動・スポーツ実施率の向上を図るため、女性の運動・スポーツ実施率と希望率との乖離の背景・原因の分析や、産前産後女性の運動実施の現状等に関する調査研究を行う。
- ・女性に運動・スポーツを促すため、家事・育児等の日常生活における身体活動の再評価を行うとともに、学生時代から社会人、出産・育児期の運動支援を含め、女性のライフステージごとに切れ目なく運動・スポーツを継続的に行うことが可能となるような支援方策等について検討を行う。
- ・女性が運動・スポーツの実施に積極的になることができるよう、運動・スポーツの効果について国民のリテラシー向上に向けた周知・啓発を行う。

ロジックモデルについて

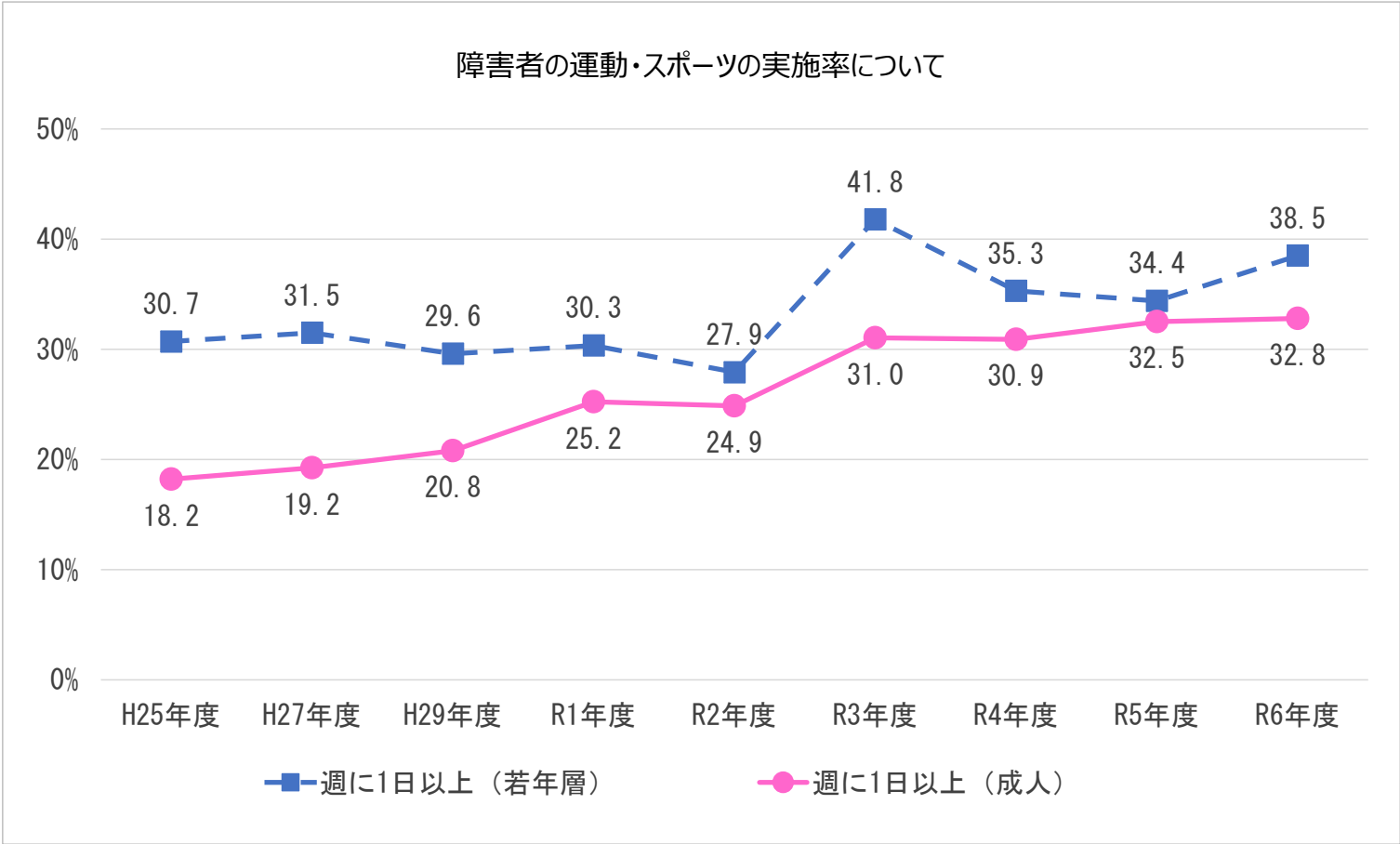
- ・国民のスポーツ機会の創出、スポーツによる健康増進に関する指標について、質の点から、スポーツエールカンパニー認定団体数を追加することとする。

障害者スポーツの推進（施策8）

指標

	計画初年度 R4	R5	R6	目標
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	30.9% （若年層は35.3%）	32.5% （若年層は34.4%）	32.8% （若年層は38.5%）	R8 40%程度 （若年層は50%程度）
障害者の年1回以上のスポーツ実施率	54.1% （若年層は64.0%）	57.1% （若年層は64.0%）	56.5% （若年層は67.8%）	R8 70%程度 （若年層は80%程度）
障害者スポーツを体験したことがある者の割合	5.9%	7.1%	7.5%	R8 20%程度

関連グラフ



※第3期スポーツ基本計画（R4年度～8年度）においては、「成人のスポーツ実施率」は「20歳以上のスポーツ実施率」を用いて評価することとしている。
また、若年層については7～19歳のスポーツ実施率となっている。

<出典>「障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究」（平成25年度～令和2年度まで）、「障害児・者のスポーツライフに関する調査研究」（令和3年度から）

障害者スポーツの推進（施策8）

3年間の取組状況

東京2020パラリンピック競技大会は、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める契機となった。このオリ・パラレガシーを更に継承・発展する観点から、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等が控えている好機を生かすべく、取組を加速する必要がある、以下の取組を実施してきた。

障害者スポーツ実施率向上

- ・障害のある方とない方が身近な場所でスポーツをともに実施できる環境の整備や障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携体制の構築等を推進している。
- ・障害児・者のスポーツライフに関する調査研究を行い、阻害要因の把握や、実態把握が十分でない障害種の方のスポーツ実施に関する調査を実施している。

障害者スポーツの実施環境整備

- ・障害者スポーツセンターの在り方として、障害者スポーツセンターに期待される機能を4点に整理するとともに、必要な人材や施設・設備、国等による支援の方向性を示した。（令和5年6月14日スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキング中間まとめ）
- ・障害者スポーツに関わる指導者等の人材の在り方、障害者スポーツ団体の他団体や民間企業等との連携を含めた組織基盤強化についてとりまとめた。（令和6年7月25日スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキング最終報告書）

障害者スポーツ推進体制の整備

- ・障害者スポーツ団体の組織強化に向けた、障害者スポーツ団体、民間企業、地方公共団体等から構成されるコンソーシアム「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」を構築・運営している。

障害者スポーツの理解促進

- ・「障害者スポーツ推進プロジェクト」にて、障害の有無に関わらず参加可能なスポーツイベント等を支援することで、一般社会における障害者スポーツの理解促進や、障害者スポーツを体験する機会の創出を推進している。

進捗の分析・課題

KPIについて

- ・20歳以上の障害者の週1回以上のスポーツ実施率は計画時点から増加しており、障害者の年1回以上のスポーツ実施率も同様に計画当初から増加している。
- ・障害者スポーツを体験したことのある者の割合も増加している。
- ・目標には達していないものの、伸び続けているのは施策の方向性が間違っていない。

今後の課題について

- ・障害者のスポーツ実施率は依然として一般よりも低くなっており、①障害のある方とない方がともにするスポーツ実施環境づくり、②障害者のスポーツに向けた障壁解消、③障害者スポーツ団体の基盤強化に向けた民間連携促進や地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部局の連携体制の整備促進、④無関心層対策として、特別支援学校等の児童生徒のスポーツ実施環境の充実が必要である。
- ・スポーツを通じた共生社会を実現するという目標の達成に向けては、スポーツ振興の当事者たる国、地方公共団体、スポーツ統括団体等においても、それにふさわしい組織体であることが望まれる。
- ・全てのスポーツ団体において、障害のある方も含めて指導を行うことが可能となるよう、指導者への知識の横展開が必要である。
- ・指導者に対して障害自体の教育とパラスポーツの教育をセットで行う必要がある、その際「障害者スポーツの初歩的な指導方法ハンドブック」が有効ではないか。

障害者スポーツの推進（施策8）

今後の施策実施の方向性

①障害者スポーツセンターの在り方

- ・「障害者スポーツセンター」を都道府県単位で1つ以上整備

②障害者スポーツを支える人材の在り方

- ・地方公共団体や都道府県障害者スポーツ協会など様々な主体が関わる障害者スポーツを支える人の活躍づくり
- ・障害者スポーツ指導者の資質向上等に向けた研修機会の拡充

③障害者スポーツ団体の他団体や民間企業等との連携を含めた組織基盤強化

- ・他団体との連携の取組の促進
- ・民間企業との連携やさらなる促進
- ・障害者スポーツ団体の基盤強化の促進

④障害者スポーツ推進体制の整備

- ・都道府県において、より効果的に施策を展開するため、様々な部署との連携は重要。既にスポーツ担当部署が障害者スポーツ関連施策も所掌するような一元化した都道府県から成果や課題等を伺い、整理して他の県に示す。
- ・障害者スポーツ団体、民間企業、地方公共団体等から構成されるコンソーシアム「U-SPORT PROJECT コンソーシアム」の加盟団体数の増加に取り組む。

⑤障害者スポーツの理解促進

- ・障害の有無に関わらず参加可能なインクルーシブなスポーツイベント等の開催を支援し、参加者の増加や障害者スポーツの理解促進を図り、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた取組を進める。

⑥「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」を活用したスポーツ実施環境の充実

- ・本ハンドブックは、障害のある方へのスポーツ指導のみならず、広く、運動の苦手な方や子ども、高齢者といった対象となる方の年齢や体力レベル、個性等に合わせた多様な指導方法の習得や指導対象・範囲の拡大に資するものであることから、障害のある方へのスポーツ指導を専門とはしない指導者等に対し、本ハンドブックの積極的な周知や、本ハンドブックを活用した研修等を促進することにより、スポーツ実施環境の充実に図る。